

# 松山市生活排水処理基本計画の概要

## 計画改訂の背景

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理基本計画のうち、し尿及び浄化槽汚泥の処理を中心に、その他生活雑排水を含む生活排水全般の適正処理を推進するための基本的な計画として、平成21年4月に「松山市生活排水処理基本計画」を策定し、水環境の保全のため、し尿等の生活排水の適正な処理を推進してきました。

このたび、汚水処理施設を10年程度で整備する国の方針の実現に向け、平成29年3月に「第4次松山市下水道整備基本構想」を策定し、合併処理浄化槽の整備計画を含む汚水処理計画を見直したことを踏まえ、当計画を改定するものです。

計画の目標年次 平成38（2026）年度（おおむね5年ごとに改定）

基本理念 「みんなで作る持続可能な循環型のまち 松山」

### 基本方針

- ・浄化槽の適正管理並びにし尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進
- ・合併処理浄化槽の普及推進による生活排水全般の適正処理の推進
- ・生活排水中の汚濁物質の抑制による浄化槽汚泥の減量化
- ・し尿処理場から発生する汚泥等の適正処理と有効活用
- ・し尿及び浄化槽汚泥の有効活用

生活排水処理の目標 平成38年度までに汚水処理人口普及率\*を95%に引き上げる。

（※行政人口に対する下水道人口及び合併処理浄化槽等人口の割合）

し尿浄化槽汚泥の発生量見込み 平成38年度までの10年間で、20%程度の減少見込み

## し尿・浄化槽汚泥の処理計画

- |              |   |
|--------------|---|
| ①収集運搬計画      | 当面、現在の体制を維持し、許可業者の自助努力を促します。<br>し尿処理手数料は、下水道使用料も踏まえ随時見直しを行います。      |
| ②災害時収集運搬計画   | 災害時の仮設トイレ等は、緊急し尿収集計画により収集運搬を委託します。<br>各家庭・事業所のし尿等は平常どおり許可業者で対応します。  |
| ③処理計画・最終処分計画 | 現状どおり松山衛生事務組合立浄化センターで処理します。<br>処理量減少や汚泥の質的变化へ対応した施設を整備し、汚泥を有効利用します。 |
| ④災害時処分計画     | 松山衛生事務組合と連携し、し尿処理施設の業務継続計画の作成を進めます。                                 |
| ⑤その他         | し尿・浄化槽汚泥に関するデータ管理体制を確立します。<br>し尿・浄化槽汚泥の資源化を研究します。                   |

## その他の生活排水対策

- ・合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ・ディスポーザー排水処理システムの設置は、引き続き自粛を要請します。
- ・浄化槽の維持管理を徹底するため指導・支援を行います。
- ・合併処理浄化槽維持管理費補助について汚水処理施設の整備状況を踏まえた施策を検討します。
- ・一括契約(保守点検・清掃・定期検査)システムの導入を検討します。
- ・住民に対する合併処理浄化槽普及の広報・啓発活動を行います。
- ・下水未接続世帯への早期接続の啓発指導を行います。